

掛川市規則第 2 1 号

掛川市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 6 年 1 2 月 2 7 日

掛川市長

(別紙)

掛川市都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

掛川市都市公園条例施行規則（平成17年掛川市規則第107号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「使用等（同条第1号の使用等）」を「当該行為（条例第16条の当該行為）」に改め、同項第2号中「使用等」を「当該行為」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。